

東と弁往來

第20回

北千住パブリック↔法テラス和歌山



会員 山本 彰宏 (59期)

平成18年10月、弁護士登録。東京弁護士会入会（59期）。平成19年12月、和歌山弁護士会へ登録換え。法テラス常勤スタッフ弁護士として、法テラス和歌山法律事務所に着任。平成24年1月、東京弁護士会へ登録換え。北千住パブリック法律事務所にて執務中。

北千住パブリック法律事務所
(東京都足立区)

法テラス和歌山法律事務所
(和歌山県和歌山市)

1. 法テラスに赴任する前の当会での活動について教えてください。

平成18年10月に弁護士登録をし、約1年間、東京弁護士会に所属しておりました。事務所は北千住パブリック法律事務所に所属し、刑事・少年事件を多く経験させて頂きました。会務としては、公設事務所運営特別委員会と刑事弁護委員会に所属し、活動しておりました。弁護士1年目は仕事を覚えるのが精一杯で、あっという間に駆け抜けていったという感じです。

2. 赴任にあたって不安はありませんでしたか。

弁護士としての経験が1年しかありませんでしたので、正直不安だらけでした。また、和歌山には縁がありませんでしたので、土地に馴染めるかも不安でした。

ですが、縁の無い土地で弁護士として働くこともスタッフ弁護士の魅力の一つですし、仕事で分からないことがあれば、同期のメーリングリストで質問したりしていましたので、赴任してからは、不安は一気に吹き飛びました。

赴任後に弁護士業務を一人でこなせるのかというのは、今後スタッフ弁護士になる方にとっては、最大の不安だと思いますが、現在では法テラス本部に「常勤弁護士業務支援室」というのが設けられ、内線をするだけで本部にいるベテランの弁護士に業務に関する質問や相談などを行うことができるそうです。

3. 法テラス和歌山法律事務所ではどのような業務を行っていましたか。

もともと和歌山弁護士会としては、平成21年5月から実施される裁判員裁判や被疑者国選の拡大

に備え、主に刑事対応の要員としてスタッフ弁護士を求めておりましたので、赴任後は刑事・少年事件を主に行っていました。そのほかは、家事事件、労働事件、クレサラ事件を法テラスのセンター相談から受任していました。

4. 和歌山ではどのような会務活動を行っていましたか。

私は、刑事問題対策委員会、裁判員裁判対策本部、子どもの権利委員会に所属しておりました。子どもの権利委員会については、赴任2年目からは日弁連の委員としても活動していました。刑事の分野では、裁判員裁判の準備段階では模擬裁判の弁護人役を務め、実施後は裁判員裁判第1号事件の弁護人を務めました。子どもの権利委員会では、当番付添人制度の拡充に努めました。いずれもとてもやりがいがあり、素晴らしい経験となりました。

5. 和歌山で4年間活動されて、思い出や感想をお聞かせ下さい。

一番は、裁判員裁判1号事件の国選弁護人を務めたことです。比較的平和な和歌山での第1号事件が強盗殺人事件だったことは少し驚きましたが、準備段階で培ってきたノウハウを存分に活かし、相弁護人と協力して全力で弁護を務めました。裁判員裁判の公判弁護は全部で5件行いました。

また、子どもの権利委員会では副委員長を務めさせて頂き、在任中に当番付添人制度の拡充を行

いました。私が赴任した当時は、少年鑑別所に収容されている少年のうち、当番付添人を依頼できるのは、故意の犯罪行為により、被害者を死亡させた罪及び死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯した少年だけでした。これではほとんどの少年が弁護士へアクセスすることができずに、少年審判を迎えることになります。そこで是非とも対象を拡大し、少年の権利保障に資するものとしなければならないと考え、委員会内で議論し、規則改正等を経て、2009年4月より当番付添人制度を身体拘束全件へ拡充しました。私が最も力を注いだ分野ですので、制度拡充ができたときはとても嬉しかったです。

6. 今後の抱負をお聞かせ下さい。

まずは、4年ぶりに戻ってきた東京に慣れることです。戻ってきてすぐの刑事事件で東京地検で面会をしようとしたら、東京地検がどのビルか分からなくなっていました（笑）。また、和歌山では接見は車で行きますから、東京で満員電車を乗り継いで接見に行くのは少しつらいです…。

今後の抱負としては、弁護士1年目にお世話になった事務所に戻ったわけですから、後進の育成に少しでもお役に立てればと思っています。4年間で刑事・少年事件だけは数多くこなしましたので、この分野で培ったノウハウは少しは活かせるかなと思っています。

また、何より自分自身未熟ですので、これからも精進努力を重ね、弁護士として成長していきたいと思っています。